

中運総総第194号の2
令和4年3月31日

関係団体 各位

中部運輸局長
(公印省略)

第72回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について

平素は、国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省大臣官房長より別紙のとおり通知がありましたので、貴団体におかれましても、本趣旨についてご理解のうえ、傘下会員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

	関係団体名
本局	1 一般社団法人 日本ホテル協会 中部支部
	2 一般社団法人 日本ホテル協会 神静山梨支部
	3 一般社団法人 日本旅館協会 中部支部連合会
	4 一般社団法人 日本旅行業協会 中部支部
	5 中部鉄道協会
	6 中部鋼索交通協会
	7 中部地方通運業連盟
	8 中部通運業連合会
	9 公益社団法人 中部海事広報協会
	10 東海北陸旅客船協会
	11 中部沿海海運組合
	12 東海内航海運組合
	13 静岡県内航海運組合
	14 全国内航タンカー海運組合 東海支部
	15 東海港運協会
	16 日本海地区港運協会
	17 中部倉庫協会連合会
	18 東海冷蔵倉庫協議会
	19 北陸冷蔵倉庫協議会
	20 一般社団法人 東海小型船舶工業会
	21 中部船用工業会
愛知	22 一般社団法人 愛知県自動車会議所
	23 公益社団法人 愛知県バス協会
	24 愛知県タクシー協会
	25 名古屋タクシー協会
	26 一般社団法人 愛知県トラック協会
	27 一般社団法人 愛知県自動車整備振興会
	28 一般社団法人 愛知県自家用自動車協会
	29 愛知県自動車販売店協会
	30 愛知県軽自動車協会
	31 愛知県自動車部品販売協会
	32 一般社団法人 日本自動車連盟愛知支部
	33 一般社団法人 愛知県レンタカー協会
	34 中部自動車リース協会
	35 一般財団法人 日本自動車査定協会愛知県支所
	36 愛知県中古自動車販売協会
	37 愛知県自動車車体整備協同組合
	38 愛知県輸入自動車販売店協会
静岡	39 一般社団法人 静岡県自動車会議所
	40 静岡県倉庫協会
	41 一般社団法人 静岡県バス協会
	42 静岡県タクシー協会
	43 一般社団法人 静岡県トラック協会
	44 静岡県レンタカー協会
	45 静岡県個人タクシー連合会
	46 静岡県自動車販売店協会
	47 一般社団法人 静岡県自動車整備振興会
	48 静岡県軽自動車協会

	関係団体名
岐阜	49 一般社団法人岐阜県自動車会議所
	50 公益社団法人岐阜県バス協会
	51 岐阜県タクシー協会
	52 一般社団法人岐阜県トラック協会
	53 一般社団法人岐阜県自動車整備振興会
	54 一般社団法人岐阜県自家用自動車協会
	55 岐阜県自動車整備商工組合
	56 岐阜県自動車電装品整備商工組合
	57 岐阜県レンタカー協会
	58 岐阜県中古自動車販売協会
	59 岐阜県自動車車体整備協同組合
60 岐阜県自動車販売店協会	
61 岐阜県軽自動車協会	
三重	62 一般社団法人三重県自動車会議所
	63 公益社団法人三重県バス協会
	64 一般社団法人三重県タクシー協会
	65 一般社団法人三重県トラック協会
	66 一般社団法人三重県自家用自動車協会
	67 一般社団法人三重県自動車整備振興会
	68 一般社団法人北勢自動車協会
	69 三重県自動車販売協会
	70 三重県軽自動車協会
	71 三重県中古自動車販売協会
	72 三重県レンタカー協会
福井	73 一般社団法人福井県自動車会議所
	74 一般社団法人福井県自動車整備振興会
	75 公益社団法人福井県バス協会
	76 一般社団法人福井県タクシー協会
	77 一般社団法人福井県トラック協会
	78 福井県自動車販売店協会
	79 一般社団法人福井県自家用自動車協会
	80 福井県軽自動車協会
	81 福井県中古自動車販売協会
	82 福井県自動車車体整備業協同組合
	83 福井県レンタカー協会
	84 福井県冷蔵倉庫協会
	85 福井県倉庫協会

国官総第187号

令和4年3月30日

本省局長等 殿

地方局長等 殿

国土交通省大臣官房長

(公印省略)

第72回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について

標記について、別添のとおり法務大臣より協力依頼がありましたので、関係機関・団体等に対し周知願います。



法務省秘広第31号

令和4年3月10日

第72回“社会を明るくする運動”

中央推進委員会委員 殿

第72回“社会を明るくする運動”

中央推進委員会委員長

法務大臣 古川 禎 久

(公印省略)

第72回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

“社会を明るくする運動”につきましては、毎年格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昭和26年に始まりましたこの運動は、回を重ねるごとに地域に根ざし、全国的な運動として発展してまいりました。第72回となる本年も、本運動に対する国民の皆様の御理解と御協力を求める内閣総理大臣からのメッセージが別紙のとおり発せられ、政府全体の取組として、別添実施要綱等に基づき、より一層強力に本運動を推進することとしております。

つきましては、貴庁所管又は貴団体傘下の地方関係機関・団体等に対し、内閣総理大臣メッセージ等の資料の配布等を通じて本運動の趣旨を周知いただき、強調月間を中心とした広報ポスターの掲出及び中央又は地方推進委員会事務局から別途依頼をさせていただく諸行事への参加等の協力について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

第72回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会的孤立など、社会における様々な“生きづらさ”が存在していることが少なくありません。安全に安心して暮らしていきたいという誰もが抱く願いは、この“生きづらさ”に寄り添う草の根の活動、そして、人と人々が支え合うコミュニティを通じて実現されていきます。

犯罪や非行の防止と立ち直り支援は、国や地方公共団体が一体となって推進していくとともに、保護司をはじめとする民間協力者、そして、地域の多くの方々の御理解と御協力をいただきながら、社会全体で取り組むことが大切です。“生きづらさ”を抱える人、再出発を図ろうとする人の誰もが社会に受け入れられるよう、分野を超えて、それぞれの立場で創意工夫を凝らしていただきながら、包摂的な社会を実現してまいりましょう。

国民の皆様には、「社会を明るくする運動」の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない明るい地域社会づくりに取り組む決意のしるしである「^{しあわせ}幸福の黄色い羽根」のもと、本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いいたします。

内閣総理大臣

岸田文雄

第72回“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 実施要綱

中央推進委員会

1 この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

2 この運動が目指すこと

(目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

(目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

3 この運動において力を入れて取り組むこと

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、次のことに力を入れて取り組む。

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- (2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組
- (3) 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

4 この運動の組織

この運動は、中央推進委員会並びに都道府県推進委員会及び市区町村等を単位とする地区推進委員会により推進する。

(1) 中央推進委員会

中央推進委員会は、別添掲記の機関・団体の代表により組織し、次のような活動を行う。

- ① この運動の基本的な方針を定めること
- ② 内閣総理大臣メッセージ、「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」、 「更生ペ

ンギンのホゴちゃん」等を活用するなどして、この運動の社会的意義を全国に周知すること

- ③ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会の活動内容の充実や組織強化等を支援すること
- ④ この運動の実施結果を取りまとめ、全国に周知すること

(2) 都道府県推進委員会・地区推進委員会

都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、都道府県、市区町村等を単位として広く関係機関・団体の参加を得て組織し、中央推進委員会と連携しつつ、次のような活動を行う。

- ① 地域の実情に応じ、この運動において力を入れて取り組むことを参考に、この運動が目指すことに寄与する活動を行うこと
- ② この運動が目指すことに寄与する活動を行う団体又は個人に対し、支援及び協力を行うこと

5 強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

中央推進委員会を構成する機関・団体一覧

別添

[官公庁]

最高裁判所 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 文部科学省
厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 外務省 財務省 環境省 防衛省 最高検察庁

[司法]

日本弁護士連合会 日本司法書士会連合会 日本公証人連合会 日本司法支援センター

[士業団体]

日本行政書士会連合会 日本税理士会連合会 全国社会保険労務士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会

[警察]

(公財)全国防犯協会連合会 (一財)全日本交通安全協会 (公社)全国少年警察ボランティア協会

[自治]

全国知事会 全国市長会 全国町村会

[金融関係]

(一社)全国銀行協会 (一社)全国信用金庫協会 (一社)全国地方銀行協会

(一社)第二地方銀行協会 金融広報中央委員会

[経済・産業]

(一社)日本経済団体連合会 日本商工会議所 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会 石油連盟

全国商店街振興組合連合会 全国石油商業組合連合会 (一社)日本百貨店協会 (一社)日本民営鉄道協会

(公社)日本バス協会 (公社)全日本トラック協会 (一社)日本自動車整備振興会連合会

(一社)全国LPガス協会 (一社)全国建設業協会 (公社)日本中国料理協会

全国興行生活衛生同業組合連合会 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

(一社)日本アミューズメント産業協会 (一社)建設産業専門団体連合会

[労働]

日本労働組合総連合会 労働者福祉中央協議会

[農業]

(一社)全国農業協同組合中央会

[社会・厚生]

(福)全国社会福祉協議会 全国民生委員児童委員連合会 (福)中央共同募金会

(福)テレビ朝日福祉文化事業団 (福)NHK厚生文化事業団 (公社)日本社会福祉士会

(公社)日本精神保健福祉士協会 全国地域活動連絡協議会 (一財)児童健全育成推進財団

(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター (一社)日本臨床心理士会

(一社)全国地域生活定着支援センター協議会 (一社)日本公認心理師協会

(一社)公認心理師の会 (一社)日本農福連携協会

[教育]

全国高等学校長協会 全日本中学校長会 全国連合小学校長会 (公社)日本PTA全国協議会

(一社)全国高等学校PTA連合会 (公社)全国公民館連合会 法科大学院協会

(一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟

[文化・芸術]

(公社)日本将棋連盟 (公財)日本棋院 (公財)日本美術院

(公財)文化財保護・芸術研究助成財団 (一社)落語協会 (公社)日本作曲家協会

[報道関係]

(一社)日本新聞協会 日本放送協会 (一社)日本民間放送連盟 (公社)ACジャパン

[スポーツ・体育]

(公財)日本スポーツ協会 (一社)日本野球機構 (公社)日本プロサッカーリーグ (一財)全日本剣道連盟

(一財)全日本剣道道場連盟 (公財)全日本柔道連盟 (一財)日本フットサル連盟 (公財)JKA

(一財)日本ボクシングコミッション (公社)日本アメリカンフットボール協会 (一社)日本女子プロゴルフ協会

(公財)日本ラグビーフットボール協会

[青年運動・女性運動]

全国地域婦人団体連絡協議会 日本青年団協議会 (一社)日本勤労青少年団体協議会

(公社)全国子ども会連合会 (公財)ボーイスカウト日本連盟 (公社)ガールスカウト日本連盟

[その他]

(公財)日本宗教連盟 (公財)交通道德協会 (一財)平和協会 (公財)あしたの日本を創る協会 日本赤十字社

(公財)日本財団 (公財)日立財団

[法務省関係]

(公財)矯正協会 (公財)全国教誨師連盟 (公財)全国篤志面接委員連盟 (更)日本更生保護協会

(更)全国保護司連盟 (更)全国更生保護法人連盟 日本更生保護女性連盟 (特)日本BBS連盟

(更)立川更生保護財団 (認特)全国就労支援事業者機構 全国人権擁護委員連合会

※事務局長は、法務省大臣官房秘書課長とし、事務局は、法務省保護局更生保護振興課に置く。

<略号> (公社)：公益社団法人，(一社)：一般社団法人，(公財)：公益財団法人

(一財)：一般財団法人，(福)：社会福祉法人，(更)：更生保護法人

(特)：特定非営利活動法人，(認特)：認定特定非営利活動法人

「この運動において力を入れて取り組むこと」の例

(1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取組

犯罪や非行をした人たちが社会復帰をするためには、地域社会において彼ら彼女らが孤立することのないよう、その立ち直りを支えていくことが大切です。そのことが再犯を防止し、新たな被害者を生まない、安全・安心な地域社会作りにつながります。

立ち直りを支えるため、国や地方公共団体においては再犯の防止等に関する各種施策が行われ、また、民間においても、更生保護ボランティア等による多様な活動が行われています。施策や活動の内容を広く知ってもらい、理解を深めてもらうことは、地域全体で立ち直りを支える大きなチカラにつながります。

私たちは、本運動を通じて、様々な広報媒体や広報手法を用いて情報の発信に努め、人から人へ、立ち直りを支えることの大切さが広く伝わっていくように努めていきます。

【一人ひとりにできる、再犯防止や更生保護の活動を知る関わり方の例】

- 再犯防止や更生保護について、SNS等で発信された情報をフォローする
例) 法務省 Twitter・法務省保護局 Twitter・法務省保護局 Instagram のフォロー,更生保護ボランティアに関するメッセージ動画の拡散
- 再犯防止や更生保護をテーマとしたシンポジウムへの参加やオンライン上でのライブ配信を視聴する
例) 再犯防止, 就労・住居の支援, 福祉支援, 依存症からの回復支援等をテーマとしたシンポジウムへの参加, ライブ配信の視聴
- “社会を明るくする運動”に関係する各種イベントに参加する
例) 街頭広報活動, ミニ集会, 住民集会, 公開ケース研究会等への参加

(2) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組

犯罪や非行を防止する、犯罪や非行からの立ち直りを支援する、ということ、難しく聞こえるかもしれませんが。また、「犯罪や非行をした人」という言葉からは、怖い、どう接したらよいか分からない、といったイメージを持たれることもありますし、関わりととっても、何をしたらよいか分からないという人もいるかもしれません。

しかし、協力の方法は様々です。例えば、身近なところでは、地域に孤立していそうな人がいたら、挨拶をしてみる。そのことが、孤立を少しでも防ぎ、ひいては犯罪に陥ることを防ぐことにつながるかもしれません。様々な人が、自分にできることで支え手となり、それが層のように重なれば、大きく豊かな運動となります。

私たちは、本運動を通じて、犯罪や非行の防止と犯罪や非行からの立ち直りに理解を示してくれる人たちに、多様な関わり方の例を示し、多くの協力者を巻き込んだ運動となるように努めていきます。

【見守りとしての関わりの例】

- 地域にいる，犯罪や非行から立ち直ろうとしている人に対し，偏見を持たず，温かい視線で見守る
- 地域で孤立していそうな人がいたら，声を掛けてみる

【資金や物資面での関わりの例】

- 犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する事業のクラウドファンディングに協力してみる
- 犯罪や非行をした人が関わるソーシャルファームの作る農作物を購入してみる
- 立ち直り応援基金へ寄附をする

【各種行事への関わりの例】

- 犯罪や非行の防止や立ち直りを支援するイベントにサポートスタッフとして関わる

(3) 保護司，更生保護女性会会員，BBS 会員，協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組

犯罪や非行をした人は，刑務所での刑を終えるなどした後，再び地域に戻り，地域において再出発を図ります。その人たちに対し，同じ地域社会の一員として，彼ら彼女らを支える多くの更生保護ボランティアが存在します。保護司，更生保護女性会会員，BBS 会員，協力雇用主等，民間の立場から関わる更生保護ボランティアが地道な活動を積み重ねているからこそ，地域社会における，息の長い支援が形作られているのです。

しかし，日本では，社会の変動により，少子高齢化や地域社会における人間関係の希薄化が進み，保護司を始めとするボランティアが減少傾向にあり，従前のような活動が難しくなっています。

私たちは，本運動を通じて，更生保護ボランティアの活動を体験する機会を提供したり，更生保護の各種イベントを行う際に広く市民からサポートスタッフを募集したり，更生保護ボランティアになるための方法を広く周知するためのセミナーを行ったりして，更生保護ボランティアのなり手を増やし，活動を発展させていくことができるよう努めていきます。

【一人ひとりにできる，更生保護ボランティアの活動を発展させるための関わりの例】

- 更生保護ボランティアの活動を体験する
例) 保護司活動インターンシップへの参加，“社会を明るくする運動”各種イベントへの参加，保護観察所への問合せ
- 更生保護ボランティアになるための方法を知る
例) 保護司セミナーへの参加，“社会を明るくする運動”各種イベントへの参加，法務省ホームページ・保護局公式 Twitter 等の閲覧，保護観察所への問合せ

(4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組

犯罪や非行をした人たちの中には、その背景に、虐待、貧困、ホームレス、学習機会の不足、高齢・障害、依存など様々な「生きづらさ」を抱えている人たちが少なくありません。また、一人の人が複数の生きづらさを抱え、制度を利用して支援を受けたいけれども、制度と制度の狭間に陥り、適切な支援を受ける機会を逸しているということもあります。

その人たちの立ち直りを支えるには、農福連携のように、異なる立場や分野の支援者が互いに手を携えてネットワークを作り、そのネットワーク全体で生きづらさを解消していく必要があります。

私たちは、本運動を通じて、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを息長く支えるネットワークを作るための取組を展開していきます。

【ネットワーク作りの例】

- “社会を明るくする運動” 推進委員会の構成機関・団体に、様々な立場や分野の機関・団体に加入していただく
- “社会を明るくする運動” 関連のポスターや広報資材を、幅広い機関・団体に掲出していただく
- 就労、住居、教育、保健医療・福祉サービス（農福連携を含む。）を担当する機関や、様々な「生きづらさ」を抱えている人への支援を行う団体と、更生保護の関係機関・団体が、それぞれの分野に携わる人に参加を促しながら、犯罪や非行からの立ち直りに関するシンポジウムその他のイベント等を実施する

(5) 犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

近年、地域の間人関係の希薄化が進み、地域全体で若い人たちを見守る機会の減少や、子育て世帯の孤立による児童虐待、最近では新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのコミュニケーションの制限による孤立等を背景に、様々な社会のひずみへとつながり、そのことが、若い人たちの健やかな成長を阻み、非行や犯罪につながっていることが考えられます。

私たちは、本運動を通じて、若い人たちの健やかな成長を期する取組を行い、その取組に多くの人々に参加していただけるよう、呼びかけに努めていきます。

【若い人たちの健やかな成長を期する取組への関わりの例】

- 学校や地域で行われる非行防止集会に参加する
- 大学で行われる非行防止のためのワークショップに参加する
- “社会を明るくする運動” に関係する各種イベントに参加する

【子育て世帯支援への関わりの例】

- 更生保護女性会が行う子育て支援教室に参加する